

中間貯蔵施設環境安全委員会（第 28 回）

議事録

令和 7 年 11 月 5 日（水）

1. 開会

○事務局 これより第 28 回中間貯蔵施設環境安全委員会を開催させていただきます。まず初めに環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部長の坂口様からご挨拶をいただきたいと思います。

○坂口（環境省） ご紹介いただきました福島地方環境事務所中間貯蔵部長の坂口と申します。本日は河津委員長をはじめ皆様ご多忙の中、この中間貯蔵環境安全委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。7 月 1 日付けでこの中間貯蔵部長と本省の福島環境再生事業管理室長の方も拝命しております。今回が初めての環境安全委員会への出席になりますので、一言ご挨拶させていただきます。

皆様方におかれましては平素から中間貯蔵事業に対して多大なるご協力・ご理解を賜りまして、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。この事業につきましては、特に双葉町様、大熊町様はじめ地域の方のご理解をいただきながら安全第一で進めてまいりました。本日は、新たな受入・分別施設の設置や、最近の復興再生利用、最終処分の取組についてご説明をさせていただくとともに、この事業に関連して発生した事故の内容や再発防止策等についてもご説明をさせていただき、ご助言等賜れればと考えています。この事業は非常に規模の大きな事業となっていますが、その中でも安全の確保、環境の保全というところを重要視して引き続き取組を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りまして、今後の事業の安全に向けた取組にご協力いただければと考えております。本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局 次に本委員会の委員長の河津様からご挨拶をお願いいたします。

○河津委員長 河津でございます。午前中は現場の方に行っていたいて、色々と感じることもあったかと思います。今日の新聞の第一面に双葉町の方の特定帰還居住区域の一部緩和がなされたということがありまして、やはり復興が進んでいく上で必要なことをどんどんやっていくということは十分必要かと思います。

除染土についても県外搬出ということが 20 年を切っていると言われている中で、中間貯蔵施設が安全・安心な施設であるということをしつかりと環境省の方でやっていただいて、またこの委員会の中でも色々そこを評価しながらやっていただければ、結果的に国民の放射線に対する理解が進んでいくと感じています。

委員の皆様には忌憚のないご意見等をいただき、最後までこの中間貯蔵施設が安全・安心な運営ができるようにご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 本日の委員の出席の状況をご説明いたします。本日は 12 名の委員にご出席をいただいています。千葉委員、田中委員、作本委員および渡部委員におかれましては所用によりご欠席となっています。

マスコミの方にご案内いたします。これより先の撮影は事務局席より後方にてお願いいたします。ここから議事進行に移りますので、河津委員長よろしく申し上げます。

2. 議題

○河津委員長　それでは議事次第に則りまして議事の方を進めてまいりたいと思います。初めに中間貯蔵施設に係る事業の実施状況についてということで、環境省の方からご説明をお願いいたします。

○鳥居（環境省）　環境省福島地方環境事務所中間貯蔵総括課長の鳥居でございます。資料 1、中間貯蔵施設事業の状況等についてご説明をさせていただきます。

2 ページ目から 6 ページ目までの事業の方針につきましては、前回ご説明した内容から変更はありません。

7 ページ目、施設の整備概要についても前回と同様です。

8 ページ目から施設の整備の状況です。

11 ページ目が新しい受入・分別施設です。前回もご説明したように現在整備を進めており、今年 9 月にこちらの工事契約をしました。大熊町側と双葉町側に 1 か所ずつ、令和 8 年度から処理を開始することを目指して整備を進めています。

12 ページは工事の概要です。大熊地区の方は清水 JV、双葉地区の方は大林 JV が受注し、それぞれ上から二行目の土壌貯蔵工区とされている各土壌貯蔵施設の方に貯蔵していくということで工事を進めていく計画を立てています。いずれも 1 時間 100 袋以上の処理能力で進めるということになっています。

13 ページ目以降の土壌貯蔵施設については、前回から特に変更はありません。

22 ページは中間貯蔵容器残さの分別処理工事についてです。こちら午前中にご確認いただきましたが、過去の受入・分別施設の処理の中で破袋した容器の残さの方に土や石などが付着していたので、今年 9 月からこの土壌と石とフレコン片とに分別処理を行う工事を行っています。左下の図は、容器残さを乾燥した後に 1 次ふるい機、振動ふるい機、2 次ふるい機というような形で分別していくというフローで、右の写真のように元々は土の中にフレコン片が混在している状況だったものが、この処理を行った後にはほぼ土の状態になるという工程を行っています。

23 ページは仮設焼却施設および仮設灰処理施設の概要です。

24 ページの上の段に 9 月末までの処理量について記載をしています。25 ページは廃棄物貯蔵施設の概要です。こちらも 26 ページに 9 月末までの貯蔵量について記載をしています。

27 ページからは輸送・道路交通対策です。

28 ページが搬入量の推移ですが、今年度 9 月末までに 7 万 m³の搬入を行っています。累計としては現在 1,415 万 m³となっています。29 ページは今年度の計画です。除染等がまだ続いている特定帰還居住区域からの輸送ということで、除染現場から運ぶ直送も含めて、264,000 m³の輸送を予定しています。30 ページについても以前と大きく変更はありませんが、除去土壌等の種類と濃度の分布ということで、8,000Bq/kg 以下の土壌については 72.6%という状況です。

31 ページからの輸送ルートと道路交通対策についても前回と変更はありません。

35 ページからが輸送ルートの交通状況等です。

次の 36 ページから常磐道の交通状況とその輸送台数等を記載していますが、前年に比べて輸送車両は減っており、交通に支障が及んでいるような状況ではありません。

41 ページからがモニタリングの状況です。詳細については別添の方をご覧いただければと思います。

42 ページから各施設の放射能濃度や空間線量率等のモニタリング結果を記載していますが、放射能濃度については全て検出下限値未満、あるいは基準未満、空間線量率についても前回とほぼ変わらないということで、特筆すべき状況はありませんでした。

52 ページ、53 ページが作業員の被ばく状況です。こちらも前回と大きく傾向は変わっていませんが、目安値である年間 20m Sv を上回る方はいないという状況となっています。

54 ページが先週 10 月 30 日に報道機関向けに発表した資料です。株式会社千代田テクノルによる放射線測定器等の不適切な対応についてということで、先週 10 月 30 日、株式会社千代田テクノルにおいて特定の社員が放射線測定器等の校正を校正部門に作業依頼せず、自ら校正証明書及び校正シールを偽造していたとの発表がありました。本事案については、令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで千代田テクノルの福島営業所で行われたとのことです。環境省と千代田テクノルの間で直接契約したというものではありませんが、東京パワーテクノロジー株式会社が元請けの構成員または下請けとして放射線測定等を行っていた業務において、この該当する機器が使用されていたことが確認されています。機器の種類としては、サーベイメータ、ダストサンプラー、粉じん計、積算型個人被ばく線量計が該当しています。現時点で環境省発注の業務等としては、中間貯蔵施設関連の業務、仮設焼却炉等の管理運營業務、除去土壤等の輸送工事など 24 件で、適切な校正がなされていない機器、実台数として 1,100 台程度が使用されていたということで伺っています。これはまだ精査中ということで詳細を確認・整理していますが、大きく増えるものではないと伺っています。このような行為が長期にわたって認知されず継続されたということは大変遺憾であると考えています。環境省が発注した業務等においては、不適切な行為が行われた機器について関係事業者の方で順次回収し再校正を実施しています。また、これらの機器が使用されていた測定については適切に校正された機器に切り替えて実施しています。該当する機器が使用されていた場所や用途、その測定値の評価など事実関係の確認を進め、結果については改めて公表することを予定しています。

55 ページからが県外最終処分の実現に向けた取組です。

56 ページについては前回と大きく変わっていませんが、全体の 4 分の 3 を占める 8,000Bq/kg 以下の土壌については復興再生利用、8,000Bq/kg を超える土壌については減容化等を図った上で県外での最終処分を行うというのが基本的な考え方となっています。

57 ページ、去年 12 月より県外最終処分の実現に向け、政府一体となって政策を推進するため

の再生利用等推進会議、官房長官を議長とする閣僚会議を開催しています。この第2回は今年5月に開催し、再生利用等の推進に関する基本方針を策定しました。また、8月の第3回では、当面5年程度の取り組む事項を取りまとめたロードマップを決定しています。この閣僚会議については、県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認することとしています。

58 ページがこのロードマップの中の復興再生利用に係る部分です。第1段階として、今年の7月以降、総理大臣官邸や霞が関の中央官庁の花壇などで復興再生利用を行っています。ここで得られた知見を活用し、第2段階として霞が関の中央官庁以外にある分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎などでの先行事例を創出していきます。さらに第3段階では実用途における先行事例の創出として、公共事業や公的主体が管理する施設等、継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業などでの土地造成・盛土・埋立て等への利用を行い、得られた知見をガイドラインの内容拡充・見直しなどに役立てていきます。こうした取組を通じて、2030年頃に目指す姿として、県外最終処分の実現に向けて実用途における復興再生利用の目途を立てることとしています。

59 ページ目です。総理大臣官邸では7月19日、20日に復興再生利用を行いました。除去土壌約2 m³の上に20 cmの覆土を行い、こちらの場所には復興再生利用場所との掲示をしています。右の写真の少し緑が濃い部分が復興再生利用を行った場所です。施工前の線量が0.07から0.10 μ Sv/時、施工後の線量が0.10 μ Sv/時であり、大きな変動は起きていません。

60 ページが9月以降行った霞が関の中央官庁の花壇等での復興再生利用です。9月13日以降、環境省が入っている中央合同庁舎第5号館や経産省を始めとして9府省庁の花壇で施工を行い、現在すべての施工が完了しています。こちらも施工前と後に線量を測定し、大きな変動は無いことが確認できています。

61 ページ目がこの輸送の状況です。輸送については、9月13日から10月12日まで複数回に分けて行っています。右上の写真のような箱車の10tトラックに除去土壌運搬車との表示を行い、後続車の配備やGPSによる走行状況の把握などを行っていました。9月13日の輸送の際に中間貯蔵施設からの退域時に通過するゲートを誤り、予定ルートに復帰するまでの間ルート逸脱する事案が発生しています。その後は運転手への再教育、ナビに表示されない区間の先導車の配備等を実施しており、ルート逸脱は発生していません。輸送の終了後には荷台の表面汚染密度を測定し、輸送前後で変化が無いことを確認しています。

62 ページからが県外最終処分ということで、こちらがロードマップの県外最終処分に係る部分を抜粋したものです。この左側にある新たな有識者会議については、今年9月に環境再生に関する技術等検討会を設置しています。今後、こちらに記載されている各項目、県外最終処分の管理終了の検討や県外最終処分・運搬のために必要な施設等の検討などを進めていきます。また、地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討、候補地選定のプロセスの具体

化なども進め、2030 年頃の目指す姿として、県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し候補地の選定・調査を始めることとしています。

63 ページは前回もお示した最終処分のシナリオの複数選択肢です。中間貯蔵施設では、搬入の時点の濃度によって 8,000Bq/kg 以下と 8,000Bq/kg を超える除去土壤に区分されています。この 8,000Bq/kg 以下の土壤については復興再生利用ということになりますが、8,000Bq/kg を超える土壤については、いずれのシナリオにおいても最初に濃度分別を行います。この濃度分別のみを行うというのがシナリオ（1）です。その先の減容処理として、大規模・低コストで実施可能な分級処理を行い、放射性セシウムが付着しやすい細かい粒子の分離を行います。ここまで行うのがシナリオ（2）となります。さらに溶融/焼成によって放射性セシウムを気化し飛灰として回収するというのがシナリオ（3）です。さらに飛灰を洗浄・吸着し安定化処理を行うのがシナリオ（4）となっています。64 ページについても前回お示していますが、この減容処理を組み合わせることにより、シナリオ（1）からシナリオ（4）まで最終処分量や必要面積などが異なっています。シナリオ（4）になると最終処分量や必要面積等が減りますが、その代わり放射能濃度が数千万 Bq/kg となりコストも増大していくということになっています。

65 ページ目が県外最終処分に関する検討事項です。①から⑫はロードマップにも示しており、特に①から③の県外最終処分の管理終了の検討、中間貯蔵施設内での土壤の取り出しに関する検討、中間貯蔵施設内での運搬に関する検討については、復興再生利用にも関わるものということで、ロードマップの中で優先的に検討することとされています。その他、復興再生利用に関連がある事項については※印が付けられています。この他、⑬から⑮についても、ロードマップに記載されていませんが検討が必要だと考えています。

66 ページ目は福島県内の再生利用の実証事業の状況ということで、飯舘村長泥地区での農地造成実証と中間貯蔵施設内での道路盛土実証を行っています。67 ページ目が長泥地区の状況です。こちら①の 2 ポツに記載していますが、この 4 工区については今年の 4 月に飯舘村や地権者に引き継ぎ、営農再開に向けた試験栽培等を村や県主導で行っています。68 ページ目の道路盛土実証について変更はありません。引き続きモニタリング等を行っています。

69 ページの技術実証フィールドについては、ロードマップで検討事項とされている減容技術等の効率化・低コスト化、減容化後の処分方法の検討等のため実証実験を行っていきます。今年の 11 月からは除去土壤の土質調整実証試験や分級後の細粒分の処分実証試験を実施する予定です。また、溶融スラグに関するモニタリングも継続しています。70 ページ目、双葉町側の技術実証施設（旧：飛灰洗浄処理技術等実証施設）でも減容技術等の効率化・低コスト化、減容技術の組み合わせに関する実証試験などを行っていきます。昨年度までは個別の減容技術の実証試験を行っていますが、熱処理後の飛灰を埋立処分や洗浄するなど、複数の減容技術の組み合わせに関する検討を行う必要があります。（1）から（3）に記載しているように、飛灰の洗浄・処理技術の効率化やセメント固型化等に関する実証試験を予定しています。

71 ページも前回お示ししたのですが、当面 5 年間、2030 年頃までのロードマップに引き続き、2045 年の県外最終処分に向けて、この 3 本柱で各種取組を進めていきます。

次の 72 ページから理解醸成活動です。73 ページのロードマップでは、一つ目の上側の矢印として、ウェブページや SNS、イベントでの発信など、復興再生利用の必要性・安全性等についての全国民的な理解醸成、機運の醸成を行っていきます。また、二つ目の矢印として、中間貯蔵施設や長泥の見学会、今回復興再生利用を行った中央官庁の花壇等を活用した安心感・納得感の醸成、社会的受容性を拡大・深化させるための取組を行っていきます。また、アンケート調査等での進捗確認、県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組なども進め、この 2030 年頃の目指す姿として、県外最終処分の実現に向けて復興再生利用の先行事例を創出し、その拡大が見通せるよう安心感・納得感を醸成することとしています。

74 ページ目です。復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について、法令上はいずれも「除去土壌」ということになっており、濃度が高い土壌と区別されていませんでした。こうしたことから、理解醸成に繋げるため新たに「復興再生土」という呼称を決定しています。政府が作成する資料等ではこの「復興再生土」という呼称を使っていくこととなります。

75 ページ、理解醸成の取組として、大学での講義やメディアとのタイアップなどを行っています。特に最近では大阪・関西万博での展示なども行っています。

76 ページからは、県外最終処分・復興再生利用について理解を深めるためのパネルディスカッションを福島で 1 回、東京で 2 回開催しました。パブリックコメントでいただいた意見や参加者から寄せられた質問等についてパネリスト間で議論を行う形式で行い、復興再生利用の必要性・安全性、8,000Bq/kg と 100Bq/kg の違い、理解を得るための今後の取組等が話題となりました。77 ページの右の円グラフにあるように、7 割以上の方に満足いただいたという結果が出ています。左に参加者の声も掲載していますが、タレントの方も参加されていたということで発言が身近に感じた、理解が深まったという意見や、反対の立場の方も入れるべきだったといった意見がありました。

78 ページ目です。総理大臣官邸や中央官庁での復興再生利用についても理解醸成に活用しています。この概要やモニタリングデータについては環境省のウェブページに掲載しており、この利用した現場やそのエントランスなどには放射線量などを表示したパネルを掲示しています。また、関係大臣も会見や現場視察などを行い、情報発信を行っていただいています。

79 ページですが、現地見学として、中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の見学会、福島第一原発との連携などを行っています。

80 ページが中間貯蔵事業情報センターです。こちら CREVA おおくま内にありますが、3 月にオープンして以降、旧工事情報センターに比べて来館者数が大幅に増加しており、右にグラフを載せていますが、今年度すでに 11,033 人の方にご来館いただいています。引き続きこの施設を活用し多くの方に中間貯蔵事業についてご理解いただきたいと考えています。81 ページが中

間貯蔵施設の現地見学ですが、こちらの情報センターを起点に各施設の見学等を行っており、左のアンケートにもあるように見学前後で再生利用の必要性等の理解を深めていただいています。

82 ページが長泥地区の現地見学です。こちらも一般見学会や視察等を行っており、右下の円グラフにあるように小中学生や高校生、大学生の方にも多くご参加いただいています。83 ページは「ながどろひろば」ということで、こちらも今年の4月にオープンし、環境再生事業に関する動画放映やパネル・模型の展示などを行っています。

84 ページ目、地方テレビ局とのタイアップ、YouTube の CM、インターネットの番組など、その他の広報を行っています。

85 ページ目は国際的な情報発信ということで、国際機関や駐日外交団、海外メディアなど、こういった方々向けの発信なども行っています。資料1の説明は以上となります。

○河津委員長 ただいまの説明に対してご質問・ご意見等あればお願いします。

○新保委員 大熊町の新保です。まずロードマップについてですが、基本的にやることが列挙されているだけで、何をいつまでに進めていくという部分が弱い、あまり工程表になっていないと感じました。2030 年までにどこまで減容するのかとか複数シナリオの選定も含めて整理をして、35 年頃までに候補地を決めて、そこからの10年間で搬出するという流れを示していただいたのは良かったと思いますが、実際県内のあちこちから中間貯蔵施設に持ってくるまでも7、8年、10年近くかかっているんで、これが県外ということになると当然距離も遠くなりますし、そもそもダンプで運ぶのか船で運ぶのかとかいう運搬方法も含めて検討が必要になるというのがありますので、本当に10年間で搬出可能なのかというところも含めて考えると、全体的に前倒しで話を進めていただければと思います。

もう一点は理解醸成についてです。パネルディスカッションは私も行って見てきましたが、若い大学生も含め色んな方がいらっしゃっていたので、あれはあれで良かったと思いました。一方でせいぜい数十人、百何人というレベルの話なので、こういう場に出てこない大多数の人に対する周知というのは当然必要だと思います。テレビやYouTube というのも一つでしょうし、大学等での講義は行っていると思いますが、例えば中学校や高校など全国の教育現場に組み込むことによってもっと加速度的に拡大するのではないかと思います。政府一体となつての推進体制を整えたところだと思いますので、ぜひ文科省とも連携の上、そのようなことも検討していただければと思います。

○安陪（環境省） 環境省環境再生・資源循環局の安陪と申します。まずロードマップの進め方ですが、今回取りまとめたものについては、現時点で考えられる限りのものを書いたところではありますが、さらに閣僚級の推進会議を年に1回程度開催して進捗状況を確認するということにしていまして、こういったものも含めて毎年の進捗をさらに具体化していきたいと考えています。その上で、この県外最終処分のゴールに向けた取組を着実にしっかり進めていただ

きたいというご意見かと思いますので、それについてはしっかりと進めていくように考えています。

また理解醸成についてもご指摘のとおり、見学に来ていただける方により安心感・納得感を深く持っていただくということと合わせて、全国的に理解醸成・機運醸成を進めていくということも両方必要だと考えています。閣僚会議も立ち上げて各省連携で行っていますので、これまで以上にしっかり力を入れていきたいと考えています。

○河津委員長　やはりロードマップについては様々なところから具体性が少ないという意見を聞きます。非常に難しいというのは分かりますが、やはり具体化することが非常に重要だと思いますので、その辺はぜひきっちりとやっていただきたいと思います。

○森委員　双葉町副町長の森でございます。私からも2点ほど申し上げます。1点目は今のロードマップの件ですが、やはり具体性というところで、どこでどのように再生利用を拡大して最終処分先を選定するのかというプロセスが見えないと、特に我々二町は非常に不安や危機感を拭えないというのが正直な状況です。今のご説明の中で、現時点で考えられるものを書いてあるという話でしたが、逆に言うと現時点で他のことは考えていないということですかと言わざるを得なくなってしまう。その点については本当に具体的にスピード感を持ってやっていただきたいというのがまず1点です。

もう一つが、先ほどご説明のあった株式会社千代田テクノルの放射線測定器の校正の件ですが、中間貯蔵施設関連業務で安全性が疑われる事案が発生したということが非常に遺憾です。国は安全第一で事業を進めるというのを約束しているので、安全性の確認や担保というのは国にも当然責任があると考えています。やはりこういう事例があると住民の帰還をはじめ、町の復興に水を差しかねないので、原因の究明や再発防止については厳正に対処するようお願いしたいと考えています。

○安陪（環境省）　1点目のロードマップについては、書いていないからといって実際には検討していないということではもちろん無く、このロードマップ作成時にお示し出来得る限りのこととお示ししたということです。地元の皆様がこの先行きに不安を覚えていらっしゃるということについては真摯に受け止め、可能な限り情報も発信していきながら検討を進めていきたいと考えています。

○清家（環境省）　2点目の株式会社千代田テクノルの件ですが、ご指摘のとおり環境省の事業の中で使われていた可能性があるということで、この点は重く受け止めており、我々としても遺憾であるということは10月30日に発表させていただいています。原因究明と再発防止策等ご指摘いただいたので、事業を進める主体としてしっかりやっていきたいと思います。

○鶴巻委員　福島県中間貯蔵・除染対策課長の鶴巻です。私も同じくロードマップに関して、2030年までのロードマップということですが、やはり2045年の県外最終処分をきちんと見通せる具体的なロードマップを明示していただきたいということを改めて申し上げます。その上で

お聞きしたいのですが、62 ページの県外最終処分に向けた検討という部分でのロードマップについて、2025 年夏から既にこの工程表が始まっています。今 11 月に入ったということなので、例えば一番下の候補地選定プロセスの具体化といった部分はどのように検討が始まっているのか、その他の項目でもいいのですが、このロードマップに基づいた検討の進捗状況について具体的な進展があればお聞かせいただきたいと思います。

○安陪（環境省） 県外最終処分の検討状況について、資料の説明の途中にもありましたが、9 月下旬に新たな有識者会議、具体的には環境再生に関する技術等検討会というのを立ち上げ、特に専門的な観点で検討が必要な事項について議論をしているところです。有識者による 1 回目の会議を開催し議論を開始しているところですが、引き続きしっかりと議論を進めて、着実にこの目指す姿を目指していきたいと考えています。

○鶴巻委員 この有識者会議の設置は承知していますし、オンラインでも見させていただいています。その有識者会議を踏まえての、環境省内での検討状況についてお聞きしたいと思ったところです。

○安陪（環境省） この検討課題については、申し上げたとおり専門的な議論が必要な部分も非常に多くあるので、引き続きこの会議の先生方の意見も伺いながら検討を進めているという状況です。この会議も公開で開催しているので、またお示しできる段階になればこういった場でもご説明できると考えています。

○角田委員 ロードマップについては、大熊町さん、双葉町さん、鶴巻が申し上げたとおりです。知事からの発言として、ロードマップというのはプロジェクト全体を俯瞰的に描いた最後まで道の筋であると。その道の筋を明らかにしていただくことで、我々福島県民が不安や懸念を感じることなく復興再生に取り組んでいくことができるということになります。20 年という期間をどう評価するかということと思いますが、この期間の道の筋を改めて示していただくようお願いしたいと思います。これについて回答は必要ありません。

その上で、71 ページをご覧になっていただきたいと思います。こちらはロードマップの前にガイドラインその他と一緒に示していただいた全体の俯瞰図ということになるかと思います。復興再生利用の推進、県外最終処分の方向性の検討、全国民的な理解醸成ということで、最終的には 2045 年 3 月までに全ての県外最終処分を終わらせるという話になってきますが、そのためにはまず理解醸成というのが、どのように進んでいくかというのが一番大きな変数になっていくだろうと。この理解醸成を進めていくことで辿り着くことができると思います。もう一つ、環境省の組み立てとして、復興再生利用を推進して減容化していくということになると思います。この復興再生利用、土を持ち出して利用するということだと思いますが、例えば土質の調整ですとか、あるいは官邸への搬入というところという、フレコンバッグに詰め込んで、パネルトラックに積み込んでというような手作業でやっていくということで、非常に時間がかかる気がします。それから、大熊③工区に埋めていって安定して置いておける状況にする

というのはこれまで事例があるのでできると思いますが、今度はそこから掘り出して持っていくということが必要になってきます。先ほど前倒しという話がありましたが、復興再生利用をスピード感をもって進めていく中で、そういった工程、復興再生の土質の調整をどのようにやっていくか、それをあの敷地の中でどのように効率的に積み込んで持ち出していくかというようなことも先んじて検討できるのではないかと感じたところです。20年という時間は十分なのか十分ではないのか、なかなか見込めないところもあるかと思いますが、できることは先にやっていくということが、今日の午前中見せていただいた資材の状況であったかなと感じたので、ぜひ検討は前倒しで進めていただければと思います。こちらの方は何かコメントいただければ幸いです。

○安陪（環境省） ご指摘のとおり、復興再生利用を進めることが最終処分の量を減らすことに繋がってくるので、これをさらに進めていくことが重要だと考えています。今ご指摘のあったように土壌貯蔵施設から土を取り出してどのように運搬していくかというのは最終処分にも再生利用にも共通して関わることであり、こういったものについても優先的に検討を進めたいと考えています。復興再生利用を加速化させるためにもこういったところについて可能な限り早く検討していきたいと考えています。

○角田委員 理解醸成や復興再生利用による減容化がなかなか進まないのでも2045年を超えますということは絶対に受け入れられないので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

○河津委員長 いずれにせよロードマップについてはかなり身につまされる問題だと思いますので、環境省はしっかりと受け止めて、先送りにせず進んでいるというところを具体的にこういう場でも示していただきたいと思います。地元の人としてもせっかく大変な思いをして受け入れた施設なので、ぜひその思いをもう一度立ち返って考えていただければと思います。

それから千代田テクノルの件ですが、やはりこれは基本的な話だと思うのでこの辺はよく考えていただければと思います。放射線関係の測定器というのは、環境省だけではなく様々な部門で必ず校正を行わなければいけないわけですが、その事業というのはほとんどがこの事故に絡んでいる事業だと思うので、各省庁含めてその辺はしっかり徹底していただければと感じました。

○角田委員 千代田テクノルの件ですが、校正がちゃんとされてなかったという計測機器に基づく本日の報告内容であるモニタリング結果だと受け取りましたが、これまでのモニタリング結果について今の時点でどのように評価されていますか。

○清家（環境省） 先ほどご説明させていただいたとおり、今使っている事業については機器の回収を行って代替機で対応していますが、過去の結果の検証については引き続き検証中ということで、その辺りご説明できるタイミングで改めて環境省として公表していきたいと思っています。

○角田委員 実は県の方でも検証の意味を込めてモニタリングさせていただいていますが、

我々の方も1個だけ、ダストサンプラーが該当していて、その検査もやって過去の測定結果については問題無いだろうと考えています。いろいろな形でモニタリングをさせていただいている中で、例えば外部環境に大きな影響を与えたり、中で働いている方の被ばく線量に大きな問題が起きそうなことはないだろうと推定していますが、その辺りの見解はいかがですか。

○清家（環境省） 福島県庁の結果についても拝見しています。そういう意味で言うとおっしゃるような推定はあり得るかと思いますが、いずれにしても現時点では受注事業者の方で調査している最中なので、その結果を受けて環境省としては検討したいということです。

○角田委員 できるだけ速やかにお願いします。

○河津委員長 よろしいでしょうか。それでは議題1の方は終了させていただきます。その他のところで何か気がつくようなところがあればまたそこで発言していただければと思います。

○河津委員長 それでは(2)の中間貯蔵施設事業において発生した事故事例と対応等についてということで、環境省の方から説明をお願いいたします。

○木住野（環境省） 資料2、令和7年4月1日から令和7年9月30日まで6か月間の事例についてご説明させていただきます。

2ページ目は県内仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌輸送初期からの事故発生件数の推移を示したものです。右の円グラフは、前年度と今年度の事故件数内訳を示したものです。今年度も7件の事故が発生しています。地域の方々に不安を与えてしまっていることをお詫び申し上げます。

3ページ目は浜通り事務所で今年度掲げている事故防止目標及び重点対策の概要です。安全意識の向上、基本に忠実な安全をキーワードとしつつ、重機・機械まわり、墜落・転落・転倒、荷役、安全輸送、交通事故、職場環境づくりの6本柱を掲げています。受発注者一人一人に安全意識、安全対策が浸透するよう取り組んでいるところです。4ページ目から、今期発生した事故の一覧です。その個別事故について5ページ目から説明させていただきます。

5ページ目、本年8月7日、輸送車両が後続車両に道を譲るため路肩に停止しようとした際、道路脇に残置されていた鉄ピンに接触し、ライトのカバーが脱落した事案です。路肩の草むらに紛れ極めて発見しづらい状況ではあったものの、路肩に寄せる時は一層の注意を払う「かもしれない運転」の周知徹底などにより対策をしました。

6ページ目、8月28日に発生した通勤車両による信号見落とし、右折直進車両の衝突事故です。原因は、一つ先の信号に気を取られ直前の信号見落とし、また慣れた道であったため油断があったということによります。再発防止策として、運転適性検査を踏まえた安全教育、運行管理者による同乗運転指導を実施しました。

7ページ目、5月7日発生した輸送車両タイヤパンク事案。路上落下物の踏みつけが原因の様です。対策として、パンクの主な原因と予防策、パンク後対応についての繰り返し教育、仮置

場出発都度タイヤ点検を実施しています。

8 ページ目、4 月 21 日発生の敷鉄板積み込み中の指はさみ骨折事故。トラック荷台に敷鉄板を積み下ろしする際、添えた指が敷鉄板と荷台に挟まれ骨折。原因は介錯ロープを用いず手で介錯してしまったこと。合図者が被災者を視認できない位置からオペレーターに荷下げの合図をしてしまったこと。再発防止策として、介錯ロープ使用の徹底、合図者の適正な配置と合図前の確実な安全確認を実施しています。

9 ページ目、6 月 4 日発生の重機による路面損傷事案。関係法令の必要な手続きなく道路を向かいの作業場へ重機を自走で移動させた際、バックホウの先端部を道路に接触させ損傷した事案です。法令違反しない、させないことの再教育、必要な手続きをして移動させる場合は、移動経路を十分に安全確認の上、傾斜、勾配、段差を考慮した重機アームの保持について意識づけを行い、再発防止策を図りました。

10 ページ目、6 月 9 日に発生した、作業現場法面でバランスを崩し右足を骨折した事故です。現場職長が段取り替え事前調査のためと近道行動をした結果発生しました。対策として、危険な法面の昇降を禁止。必要な場合は消防設備使用を徹底することとしました。

11 ページ目、4 月 18 日に発生した解体廃棄物の入ったフレコンの路上落下事案です。前回 4 月 22 日の環境安全委員会で報告した事案になります。荷台からの落下防止措置が不十分なまま運転したことが原因でした。対策として、荷台へのネット、シート掛け等落下防止措置の徹底、搬出時の積み方、荷姿を積み込み側、運転側双方でチェック、このような措置の履行を職務委託契約書に追加することとしました。

12 ページ目、これら 7 件の事例等を受けて、類似事故の再発防止、安全意識を高く持ち続けるために取り組んでいる事項を記載しています。発注側において、伝えるべき時にしっかり伝えるように伝える。このことを意識し、1 ポツ、3 ページ目の今期目標重点対策を月例会議の都度繰り返し周知する。2 ポツ、事故発生情報を当日から翌日に全受注者に周知、類似事故の予防を意識づけ。3 ポツ目、過去の事例に基づく重要な教訓・反省を集約した「場面別再発防止チェックシート」の作成、現場での積極活用や呼びかけ。4 ポツ目、工事の進捗、季節気象に応じた声掛け、注意喚起を発注者側から積極的に実施。以上となります。受発注者一丸となって高い安全意識を醸成浸透させ、重大事故、類似事故の他、安全意識が問われるような事故ゼロを達成できるよう取り組んでいきます。

13 ページから 14 ページは、場面別再発防止チェックシートの一部ご紹介となります。日々の現場 KY 活動時に、13 ページ目の該当場面、例えば車両運転時、重機作業時、解体作業時などを参照し、14 ページのようなチェックシートで再発防止を意識した KY 活動を実施する。このような活用を促しているところです。

15 ページ目から 19 ページ目は、従前から継続して実施している研修協議会、パトロール等についての資料となります。15 ページ目は全作業員に受講を義務付けている作業員安全研修の状

況です。この場において、近年の事故の傾向と対策、過去の重大事故等について指導教育しています。

16 ページは輸送車両の全運転者及び受注者職員を対象に実施している新任・現任運転者研修の状況です。輸送事故発生時の緊急対応マニュアルの周知、緊急時の通報訓練等も実施しています。

17 ページは、工事受注者間で設置している中間貯蔵工事等安全協議会での取組、下段が富岡労働基準監督署主催の労働災害防止協議会への参加状況、18 ページ目が安全パトロールの実施状況、19 ページ目が優良ドライバー表彰制度のご説明となっています。研修会議を通じて、これまでの事例を踏まえた再発防止策、本事業における安全確保の意義、ルール遵守の重要性等について周知指導を行い、パトロールを通じて履行状況の確認、現場の改善指導に取り組んでいるところです。説明は以上となります。

○河津委員長 何かご質問・ご意見等あればお願いします。

○藤本委員 双葉町役場建設課長の藤本です。私の方からは要望が1つあります。ご報告のあった事例について、過去の事例と照らし合わせて、発生原因の似た事故が繰り返されるということは大変遺憾です。その中でも、法令に違反して公道を走行した事案や、国道6号に廃棄物を落下させた事案、特に後者についてはたまたますぐ後ろを走行する車両が無かった、たまたま JESCO 社員が通りすぎり落下物を移動させて事なきを得たと思っています。通常であれば、重大な事故に発展しかねなかったと考えています。これらのことから、元請け受注者や監督職員のみではなく、現場の各作業員に至るまで、いま一度再発防止策や安全教育が十分に行われているかの確認を徹底し、環境省が責任を持って監督していただきますよう要望します。

○木住野（環境省） 作業員一人一人に対して安全意識を高めるよう指導教育することは従前より実施しているところです。それがしっかり伝わって現場に反映されているかというチェックも実施していくことが非常に重要であると考えています。取組が浸透し、しっかり履行されているかというのを安全パトロール等でしっかり確認し、ご指摘のような安全意識を問われる事故が二度と起きないよう取り組んでいきます。

○澤原委員 大熊町の澤原です。私からは意見ということで述べさせていただきます。今年度は過去と比べると、土壌の輸送、あとは受入・分別施設、土壌貯蔵施設での作業は停止しているということで、事故の発生件数が減少しているのかなと思います。先ほど報告を受けた事故のほとんどは、作業に関わる関係者一人一人が、先ほどの資料の12ページ以降の安全対策をきちんと守っていけば防げる事故ではないかと思います。これから新たな受入・分別施設の工事や特定帰還居住区域の除染が進んで貯蔵も再開されていくわけですが、事故が増えないよう、これまでの事故の教訓を生かしていただいて、今後も作業員への事故防止の意識づけをしっかりと行っていただくようお願いしたいと思います。回答は結構です。

○河津委員長 事故については、私も第1回から参加していますが、しょっちゅう出てくる話

です。ゼロというのは難しいのかもしれませんが、絶対ゼロに持っていかなければならないという固い決意のもとに、しっかりとその体制を含めてやっていただければと思います。慣れてくるとどうしても緩む気持ちが出てきてしまうと思いますが、やはりそれでは駄目だということをしっかりと再認識していただければと思います。

○吉田委員 大熊町の吉田です。受入・分別施設で過去に2例ほど死亡事故があったと思います。今回新しく受入・分別施設が造られます。場面ごとの発生防止チェックシートを作っていて、卓上では見ると思いますが、現場では新しいJVも入っているので、こういう事例も起きたのだと、作業に関わる方たちに直接現場でしっかり指導していただいた方がいいのではないかと思います。亡くなられた方の家族のためでもありますし、2045年以降、大熊・双葉町民のためでもあると思うので、ぜひよろしくお願いします。

○河津委員長 他にいかがでしょうか。

○清家（環境省） 本日ご欠席の千葉委員から一言コメントを承っていますので、ご紹介とそれから環境省の回答をさせていただきたいと思います。千葉委員の方から、最近浜通り側でも熊の目撃情報が出ているということで、中間貯蔵施設内の目撃情報を整理していく必要があるのではないかとコメントをいただきました。環境省としてもそういった情報を承知しているので、福島県あるいは町の皆さんとも連携しながら必要な情報を整理していきたいと思っています。

○河津委員長 いろいろと県内でも熊の問題が出ていますので、ぜひその辺は周知をお願いしたいと思います。

○河津委員長 それでは福島県等が実施した令和7年度中間貯蔵施設における状況確認等の結果についてということで、これは事務局の方でお願いします。

○中馬（福島県） 県の中間貯蔵・除染対策課の中馬です。資料3についてご説明させていただきます。今年度中間貯蔵施設における福島県等の取組についてということで、状況確認と環境モニタリングの中間報告をいたします。

1 ページをご覧ください。状況確認として安全協定に基づき、施設の周辺地域の安全が確保されているか確認することを目的として、放射性物質対処特措法に基づく除去土壌処理基準への適合状況や中間貯蔵施設に係る指針の順守状況を確認しています。状況確認は大きく二つに分かれており、対象が土壌貯蔵施設などの施設を対象としたものと、除去土壌の運搬を対象としている輸送の状況確認とに分けています。これらの状況確認は県と大熊町・双葉町と合同で行い、現地での目視確認のほか点検記録等の書類の確認を行っています。まず施設の状況確認の結果ですが、9月末までに土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、保管場6か所の確認を行っており、作業の安全性や容器に入れるなどの除去土壌等の飛散流出防止対策、施設の維持管理状況、施設の点検記録、モニタリング実施状況及び結果を確認しております。輸送の状況確認として

は、中間貯蔵施設への搬入として各市町村に設けられている積込場、9月までですと飯館村、富岡町、浪江町の積込場での積込状況の確認を行っています。中間貯蔵施設からの搬出として、午前中の現場視察でも確認いただきましたが、中間貯蔵施設内の保管場で確認を行っています。積込作業の安全性や荷台シートや積荷の固縛状況など除去土壌の飛散流出防止対策、事故時対応用資材の携行状況、必要書面の備え付け状況を確認しています。

2ページをご覧ください。これらの確認の結果、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認しています。しかし、表に示すように一部の項目について特措法の基準に基づいて対応を求めたものがあります。1つ目ですが、大森仮設灰保管施設aでの状況確認の結果、特定廃棄物の保管場所であることを示した掲示板が設置されていなかったため、設置するように求めました。その結果、写真にあるとおり掲示板が新たに設置されたことを6月13日に確認しています。二つ目ですが、9月1日に行った輸送の状況確認で、除去土壌取扱い時の注意事項を記載した書面を運搬車に備え付けることとされていますが、運搬車にはあるということでしたが確認できなかったため、車内に置いてあるということではなく運転手が常に確認できるように備え付けるよう求めました。これについては10月7日に改善されたことを確認しています。3つ目ですが、9月12日に行った輸送の状況確認において、運搬の再委託に係る書面が備え付けられていなかったため、備え付けるよう求めました。これについては9月19日に改善を確認しています。資料には10月7日に改善確認と記載していますが、こちら9月19日の誤りですので訂正します。

次に環境モニタリングについてご説明します。先ほど環境省の説明や県委員の方から発言がありましたが、千代田テクノルによる放射線測定機器等の不適切な対応について、県でも令和5年度に実施した中間貯蔵施設のモニタリング委託業務で大気中の粉塵を捕集する機器の試験成績書が偽造されていました。今回の不正の発覚を受けて、この機械の性能試験を当時の委託業者が確認したところ性能に問題はなく、当時の測定結果への影響は無いと報告を受けています。県でも当時の測定データには問題が無かったと判断しています。令和6年度、令和7年度のモニタリング業務においては異なる事業者が受託しており、測定機器の性能試験は適正に行っていると報告を受けています。

資料の3ページをご覧ください。今年度9月末までに行ったモニタリング結果についてご報告します。安全協定に基づき、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認するため、中間貯蔵施設に係る指針の順守状況や指針で定める項目の調査を行っています。土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、保管場6か所、研究施設、敷地境界での測定を終えており、空間線量率、放射能濃度、セシウム137、134ですが、有害物質等についてこれまでの結果と同程度、不検出または基準値以下という結果を得ています。このことから、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認しています。モニタリング結果の詳細については別添の資料に記載があります。

県では、引き続き大熊町・双葉町と協力して状況確認やモニタリングを行い、中間貯蔵施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認していきます。

○河津委員長 これは協定に基づいての立入りだと思いますが、何かこれに関してご質問・ご意見等はいかがでしょうか。

○角田委員 補足になりますが、このモニタリングについては安全協定に基づいて行わせていただいています。中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書というのを27年に結ばせていただいて、施設内でどんなことが行われているか、あるいはどんな状況なのかという透明性を確保するために行わせていただいていますので、引き続き協定書を順守して透明性の高い運営をしていただければと思います。

○清家（環境省） 安全協定に基づいて我々もしっかり透明性高く行っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○河津委員長 その他として、今までのことを全体的に含めて、また含まれないものでも結構ですので、何かご発言等あればお願いします。

○澤原委員 大熊町の澤原です。先ほど清家調整官から、千葉委員からの意見ということで熊に関しての発言がありました。中間貯蔵施設内やその周辺において、熊の目撃情報が現在増えています。今日の午前中の視察においても、大熊③工区付近で目撃情報があったということでバスの中からの視察となりましたが、今年は福島県内だけではなく他の県でも熊による怪我の被害を多く耳にしているところです。中間貯蔵施設の作業員や見学者、一時帰宅する住民の安全を確保するために、環境省として何か対策を取る予定はあるのか、検討されているのか、お伺いできればと思います。

○土田（環境省） 管理課長の土田でございます。10月末時点で、中間貯蔵区域内で受注者等が熊らしきものを目撃したという情報が4件ほどあります。その周囲ですと、警察による情報提供や報道ベースで見られるものがパラパラと見受けられる状況ですが、いずれにしても何らかの対策を講じなければならない状況にあると考えています。現在出没防止の対策として、道路沿いの除草範囲の拡大や、未利用の果樹の伐採等を検討しているところです。除草や樹木伐採に関しては元々中間貯蔵施設の管理の一環として実施していたものなので、そこを拡充していく形になると思いますが、いずれにしても具体的な対策の内容や対応の状況に関しては次回の環境安全委員会でご報告できるようにしたいと思います。もちろん足元の対策に関しては着実に進めていきたいと考えています。

○河津委員長 熊の出没状況等については福島県の方でも出していると思いますので、そういうものを参考にいただければと思います。最近、福島県では熊の問題がどこに行っても出てくる状況で、中間貯蔵施設も決して例外ではないと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

それではこれもちまして第28回の中間貯蔵施設環境安全委員会を終わらせていただきま

す。ぜひ環境省におかれましては本日の意見等を受け止めていただいて、引き続き安全確保に努めていただければと思います。本日はありがとうございました。

以上